



**地域（行政区）のつながり活動
助成金の手引き**

（愛称 地域の輪助成金）

- 概要
- Q & A
- 交付申請書記載例
- 謝金単価等参考例
- 要綱

地域の課題を
地域みんなの力で解決

(行政区) 地域つながり 活動助成金



令和5年度から令和6年度まで
2年間限定の制度です。

企画課 広報広聴係 ☎66・4032

■活動助成金限度額（一行政区につき）

基本額 50千円+（世帯数×2千円）
令和5年度から基本額が変わりました。

■活動助成金の申請手順

地域（行政区）	町
対象事業を含む活動計画を立てる	
活動助成金申請書を町へ提出	申請書を受理し、活動助成金を交付
活動計画に基づき事業を実施	
事業終了後、実績報告書を町へ提出	実績報告書の内容を確認し終了

鹿追町では、活発な地域活動を通じて「互助・共助」の精神を培うことで地域コミュニティの再生と“つながり意識”を高めることを目的に「地域つながり活動助成金」制度を平成29年度に創設し、令和4年度で2期目を終了しました。

令和2年の1月から感染が拡大した新型コロナウイルスにより、2期目は行政区内の活動事業が自粛され、一同に集まる事業展開が停滞してしまい、多くのおみなさんに活用いただくことができませんでした。

町では、更なる町内会活動の活性化のお役に立てればと制度の一部を改正し、令和5年度から2年間事業を延長します。多くの行政区のご利用をお待ちしています。

■経費の対象となるもの ならないもの

対象経費

いずれも事業に関するもので、講師謝礼、消耗品費、材料費等、茶菓子（※）、コピー代、バス借上料、資材、損害保険料など事業上必要と認められる経費

※食糧費が主たる事業は除く

対象除外経費

・行政区の経常的な活動経費（総会・役員会費、事務経費、行政区財産の修繕費）
・行政区から各種団体への負担金・寄付金など

本来個人が負担すべきもの

■対象事業（一行政区につき）

まちづくり全般についての事業で、下記の①～⑧のうちいずれかの活動事業。対象事業のいずれかを実施していれば対象となります。⑦は令和5年度新設項目です。

①防犯・防災・交通安全勉強会

- ・避難訓練
- ・救命救急講習
- ・交通安全講話
など



②清掃・草刈り・花植等環境美化

- ・ごみ拾い
- ・花植え
- ・草刈り
など



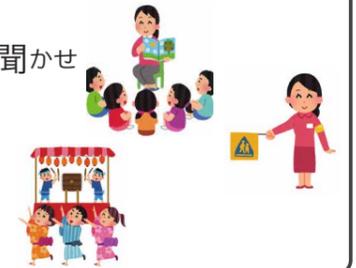
③健康づくり講座

- ・ウォーキング
- ・ラジオ体操
- ・栄養学習
など



④子どもの安心・安全に関する活動

- ・絵本の読み聞かせ
- ・街頭指導
- ・盆踊り
など



⑤高齢者等の生活支援に関する活動

- ・除雪
- ・敬老会
- ・安否確認
など



⑥新年度事業・変更事業の出前講座

鹿追町役場が
取り組む新年度
新規事業・変更
に伴う出前講座など



⑦行政区未加入者などに対する勧誘活動

すでに行政区内に居住する未加入者や新規転入者に対する訪問やチラシ配布などの勧誘活動



⑧行政区が主催する独自事業

①から⑦に当てはまらない独自事業を計画されている行政区は、ご相談ください。



1. 概要

地域（行政区）のつながり活動助成金制度は、かかわりが薄くなったと言われる地域コミュニティを再生させ、元気で活発な地域活動を通じて「互助・共助」によるつながりの意識を高める活動を支援します。

これにより、地域住民自らの意思で主体的に取り組み住民の「地域自治の力」の向上が期待されます。

また、行政では行き届かない部分にも地域ならではのきめ細かい対応が可能となります。

活発な地域活動を通じてみなさんも輝いてみませんか。

2. 助成金限度額

行政区につき	基本額	50,000円
	世帯額	2,000円×世帯数

例) 行政区の世帯数 30世帯

$50,000円 + (2,000円 \times 30世帯) = 110,000円$ が上限額
下限は、定めていません。

3. 対象事業

- 防犯・防災・交通安全勉強会
- 清掃・草刈り、花植え環境美化
- 健康講座
- 子どもの安心・安全活動
- 高齢者等の生活支援活動
- 鹿追町役場が取り組む新年度新規事業
または変更に伴う出前講座等
- 行政区未加入者などに対する勧誘活動
- 行政区が主催する独自活動

8つの事業のうち
いずれかの事業を
実施してください

〈具体的な事業内容例〉

① 防犯・防災・交通安全に関する勉強会

防犯パトロール、防災訓練、救急救命講習、交通安全講話など



②清掃・草刈り、花植え等環境美化活動

ごみ拾い、草刈り、歩道の植栽など



③健康づくり講座

健康講座、ラジオ体操、ウォーキング教室、
メタボ予防講座、インフルエンザ予防講座、
心の健康講座、水泳教室など



④子どもの安心・安全に関する活動

街頭指導、通学見守り、子育てサロン、絵本の読み聞かせなど



⑤高齢者等の生活支援に関する活動

買い物代行、安否確認、除雪、高齢者サロンなど



⑥鹿追町役場が取り組む新年度新規事業または
変更に伴う出前講座等

行政区で新規または変更事業のここがもっと知りたいなどがありましたら計
画ください。

⑦行政区未加入者などに対する勧誘活動

すでに行政区ないに居住する未加入者や新規転入者に対する方も運やチラシ
配布などの勧誘活動

⑧行政区の独自事業

上記7つの事業以外に下記のような活動も参考に行政区の創意工夫で地域
が元気になる活動を計画してください。

例：親子バスツアー、夏祭り、芸能発表会、地域敬老会、料理教室など

例) A行政区 ①防災訓練+④街頭指導

B行政区 ②ごみ拾い+③健康講座+⑤安否確認

C行政区 ①救急救命講習+②草刈り+⑤除雪+独自事業(地域敬老会)

D行政区 ③ウォーキング教室+⑤買い物代行+独自事業(夏祭り)+
独自事業(親子バスツアー)

などの複数の組み合わせも可能です。

4. 助成対象経費

○謝礼

講師への謝礼、謝金など

○消耗品費

各事業を行う際の消耗品、材料費、燃料代など

○食糧費

事業に要する茶菓子代など（食糧費が主たる事業は除く）

○印刷費

コピー代、チラシなどの印刷費など

○通信運搬費

はがき代、切手代など

○使用料及び賃借料

バス借り上げ料、駐車場使用料、イベント時のレンタル料など

○保険料

事業を行う際の損害・傷害保険など

○その他

事業を行う際に必要と認められる経費など

◆除外される経費

- ※ 謝礼、謝金の過度な金額
（食糧費は1イベントにつき1,000円／人を超えた額）
- ※ 行政区の日常運営に必要な経費（総会、役員会費、事務経費、行政区財産の修繕費など）
- ※ 領収書など支払いが証明できる書類がないもの
- ※ 各種団体への負担金・寄付金など

地域（行政区）のつながり活動助成金制度 Q&A

Q 1. この制度を実施する目的は何ですか？

A 1. かかわりが薄くなったと言われる地域コミュニティを活性化させ、元気で活発な地域活動を誘発することと、地域住民自らの意思で主体的に取り組む住民の地域自治の力を向上させ「自助・共助」を支援することにより、安心して暮らせる地域をつくることを目的としています。

Q 2. 活動を8項目とした理由は何ですか？

A 2. 今後の町づくりにおいて、住民皆様にかかわりの深い重要な事項と考えられる8項目を挙げさせてもらいました。せっかく取り組まれる行政区さんには、ぜひ独自事業も含め取り組みを計画していただきたいというものです。

Q 3. 備品は助成対象となりますか？

A 3. 備品購入費は、原則対象になりませんが、その備品を購入しなければ、それに付随する住民活動が成り立たないなど、事業上、必要と認められる場合は対象にすることができます。

Q 4. 旅費、宿泊費は助成対象になりますか？

A 4. 子どもバスツアーなどバスなどの借上げ代は対象となりますが、JR代、飛行機代、宿泊費などは個人的な経費と考えられ、対象として想定していません。

Q 5. 花見や新年会など飲食代は対象になりますか？

A 5. 飲食が主たる目的の行事の飲食代は対象となりません。事業に付随して行われる懇親、懇談などに要する茶菓子代程度であれば対象とすることができます。

Q 6. 助成金に下限が設定されていませんが、どんなに少額でも助成対象になるのですか？

A 6. 下限を設定すると取り組みづらくなるのではないかと考え、皆様がなるべく利用しやすい助成とするため、設定していません。少額でも助成を受けなければ、それが実施できない事業であれば助成対象になります。

Q 7. 除雪や草刈りなど、作業中の事故などは町から補償されますか？

A 7. 行政区の自らの意思で主体的に取り組む事業でありますので、町で補償金等の対応はありませんが、損害保険料や傷害保険料は助成対象になります。

Q 8. 全世帯にごみ袋などの物を配布したいと思いますが、助成対象になりますか？

A 8. 物品を配布するだけなど、住民相互の連帯感醸成や住民コミュニティの活性化につながるとは考えにくい活動は、助成対象として想定していません。

Q 9. 回覧板は古くなっているので、新たに購入したいと思いますが、助成対象になりますか？

A 9. 行政区が区の運営上必要な日常的な経費は、対象外とさせていただいております。

Q 10. 例えば、どんな活動が助成の対象になりますか？

A 10. 本誌1ページの「3. 対象事業」に例示していますが、それ以外にも各行政区の実情に合わせ色々な活動があると思いますので、担当窓口にご相談ください。

Q 11. 花植えなど、もう実施してしまった活動は助成対象になりますか？

A 11. 今年の4月以降、今年度内であれば対象とすることができます。ただし、実績報告の際に、領収書や可能であれば活動の様子がわかる写真が必要となります。

Q 12. 助成を受けるための手続きはどのようなものですか？

A 12. 助成を受ける前に、交付申請書の提出と、活動終了後、実績報告書を提出していただくこととなります。それほど複雑な手続きではありませんので、担当にご相談いただきたいと思います。

Q 13. 年に何度でも助成を受けられるのですか？

A 13. 各行政区からの申請は、年度内に1度とさせていただきたいと思います。

Q 14. 他の補助事業と重複する場合でも助成を受けられるのですか？

A 14. 他の補助金の助成を受けている場合は、対象外とさせていただきます。

令和〇〇年度鹿追町補助事業等交付申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

鹿追町長 様

住所 鹿追町〇町〇丁目〇番地
団体名称 〇〇〇区
代表者名 区長 鹿 追 太 郎 ㊟

事業名 地域（行政区）のつながり活動

上記事業に関し、補助金等の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

- 事業の目的及びその概要
行政区内で防犯講習会、花植え、親子バスツアーなどを行い、地域を活性化させ、自分たちがまちづくりに参加している機運を高める。
- 事業の着手及び完了の予定時期
着手 令和〇〇年〇〇月〇〇日
完了 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 補助金交付申請額
金 〇〇, 〇〇〇 円
- 添付書類
イ) 事業計画 ロ) 収支予算書
- 予算科目
款) 総務費 項) 総務管理費 目) 文書広報費 節) 負担金補助及び交付金

別記第1様式

記載例

地域（行政区）のつながり活動助成金計画（実績）書

令和〇年〇月〇日

鹿追町長 様

行政区名 〇〇〇区

行政区長名 鹿追太郎

1 実施活動

◎町が推進する活動 ※選択項目に「○」を付けてください。

<input type="radio"/>	防犯・防災・交通安全に関する勉強会			
計 画	【時期】 10月30日【人数】 15名	実 績	【時期】 月 日【人数】 名	
<input type="radio"/>	清掃・草刈り、花植え等環境美化活動			
計 画	【時期】 8月 5日【人数】 20名	実 績	【時期】 月 日【人数】 名	
	健康づくり講座			
計 画	【時期】 月 日【人数】 名	実 績	【時期】 月 日【人数】 名	
	子どもの安心・安全に関する活動			
計 画	【時期】 月 日【人数】 名	実 績	【時期】 月 日【人数】 名	
	高齢者等の生活支援に関する活動			
計 画	【時期】 月 日【人数】 名	実 績	【時期】 月 日【人数】 名	
	鹿追町役場が取り組む新年度新規事業または変更に伴う出前講座等			
計 画	【時期】 月 日【人数】 名	実 績	【時期】 月 日【人数】 名	
	行政区未加入者などに対する勧誘活動			
計 画	【時期】 月 日【人数】 名	実 績	【時期】 月 日【人数】 名	

◎行政区が主催する独自活動（独自活動がある場合、記載）

<input type="radio"/>	親子バスツアー			
計 画	【時期】 11月11日【人数】 25名	実 績	【時期】 月 日【人数】 名	

2 収支予算・決算

<収入の部>

区 分	予算額 (円)	決算額 (円)	説 明
助成金	46,000		地域 (行政区) のつながり活動助成金
自己資金	12,500		行政区親子バスツアー参加費 500円×25名
合 計	58,500		

<支出の部>

区 分	予算額 (円)		決算額 (円)		説 明
		うち町助成金		うち町助成金	
食糧費	3,500	3,000			防犯講習会お茶代 100円×15本 花植えの際のお茶代 100円×20本
消耗品費	10,000	10,000			花苗代 100円×100本
入館料	25,000	25,000			親子バスツアー入館料 1,000円×25名
借り上げ料	20,000	20,000			親子バスツアーバス借り上げ料 20,000円×1日
合 計	58,500	58,000			

3 助成金概算払いの有無 (事前にお金が必要な場合は、チェックをつけてください)

概算払いを希望します。 (概算払時期 7月31日頃希望)

4 助成金の振込先

金 融 機 関 名	〇〇銀行〇〇支店
<input type="checkbox"/> 座 種 別	普通
<input type="checkbox"/> 座 名 義 人	〇〇〇区会計 鹿追二郎
<input type="checkbox"/> 座 番 号	123456

5 連絡先 ※書類の送付先、申請内容を確認させていただく方の連絡先です。

住 所	鹿追町〇町〇丁目〇番地
氏 名	鹿 追 太 郎
電 話 番 号	66-〇〇〇〇

6 実績書の添付資料

- 支払い領収書写し
- 活動の様子が確認できる写真

○謝金単価等参考例

単位:円

取組内容		単価(時間)	備考
地域行政区 (農村地区)	道路、交差点草刈り	1,500	草刈り機使用
	明渠草刈り	30	単価×延長(m)
	農道のごみ拾い	1,050	上限1.5時間
寿勤労会	大工仕事	1,480	
	伐採	1,400	
	剪定	1,300	
	手押し芝刈り	1,100	
	刈払機	1,050	
	室内清掃、洗濯	930	
	屋敷廻り除草	930	

※あくまでも目安となる金額で、この単価を参考に各行政区で決定してください。

※謝金を支払う場合、必ず領収書を作成願います。

鹿追町地域（行政区等）のつながり活動助成金交付要綱

（趣旨）

- 第1条 この要綱は、活発な地域活動を通じて「互助・共助」による住民相互の連帯感（つながりの意識）の醸成を図ると共に、地域住民自らの意思で主体的に取り組む住民の力「“地域自治”の力」の向上を目的として、行政区等に対して交付する「地域のつながり活動助成金（以下「助成金」という。）について必要な事項を定める。
- 2 助成金の交付については、鹿追町補助金等交付規則（以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

（交付対象団体）

- 第2条 この要綱に基づく助成金の交付対象団体は、連合行政区及び現に鹿追町行政区補助金の交付対象となっている行政区とする。ただし、いかなる場合にあっても、同一年度内に重複して補助金を受けることはできない。
- 2 前項に規定する行政区等以外で、年度途中で新たに設立し、又は年度途中で既存の団体から分離独立し、町長が設立に関する書類を受理した行政区等については、交付対象とすることができる。

（交付対象事業）

- 第3条 交付対象となる事業は、第1条の目的達成のために実施する次に掲げるまちづくり全般に関する事業とする。なお、別表1に掲げる町が推進する活動のうち1つ以上の活動を事業計画に盛り込むこととする。
- (1) 第7期鹿追町総合計画の基本構想及び基本計画に沿った事業
- (2) 地域課題の解決や活性化につながる事業

（交付対象経費及び助成金の額）

- 第4条 交付対象経費は、交付対象事業にかかる経費のうち、別表2に掲げるものとし、別表3に掲げる経費は除くものとする。
- 2 助成金の算出額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 交付金の額は、別表4による算出額を限度とし、予算の範囲内において町長が決定する。

（助成金の交付申請、決定等）

- 第5条 助成金の交付申請、決定等の手続きに関しては、補助金規則等の規定を適用し、別記様式第1号を添付しなければならない。

(成果の発表)

第6条 町長は、この助成金で実施した事業の成果について、必要があると認めるときは、事業を実施した行政区等に発表させることができるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成32年3月31日限りでその効力を失う。

附 則(令和2年要綱第3号)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限りでその効力を失う。

附 則(令和5年要綱第14号)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限りでその効力を失う。

別表1(第3条関係)

町が推進する活動

内容
防犯・防災・交通安全に関する勉強会
清掃・草刈り、花植え等環境美化活動
健康づくり講座
子どもの安心・安全に関する活動
高齢者等の生活支援に関する活動
鹿追町役場が取り組む新年度新規事業または変更に伴う出前講座等
行政区未加入者などに対する勧誘活動
行政区が主催する独自事業

別表2（第4条関係）

交付対象経費

区分	内容
謝礼	講師謝礼等
消耗品費	事業に要する消耗品費、材料費等
食糧費	事業に要する茶菓子代（食糧費が主たる事業は除く）
印刷費	コピー代、チラシ等印刷費等
通信運搬費	郵送料等
使用料及び賃借料	会場使用料、資機材、レンタカー等の借り上げ料、駐車場使用料等
保険料	行事・損害・傷害等保険料等
その他	その他事業上、必要と認められる経費

別表3（第4条関係）

交付対象経費から除外するもの

区分	内容
行政区等の経常的な活動経費	別表2に掲げる経費のうち行政区等の日常事務の運営のために要するもの（総会・役員会費、事務経費、行政区等財産の修繕費）
	行政区等からの各種団体への負担金・寄付金など本来個人が負担すべきもの

別表4（第4条関係）

交付限度額

区分	内容
連合行政区及び行政区	基本額（一律50,000円）＋世帯額（世帯数×2,000円）